

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 事前措置対象調査

- 1 町長は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件を平常時において調査把握しておくものとする。
- 2 町長は前記調査に基づき、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備物件の所有者又は管理者及び占有者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要事項を指示するものとする。
- 3 前記指示を受けた者は、直ちにその指示に従い措置するものとする。

### 第2節 防災組織

#### 1 防災会議

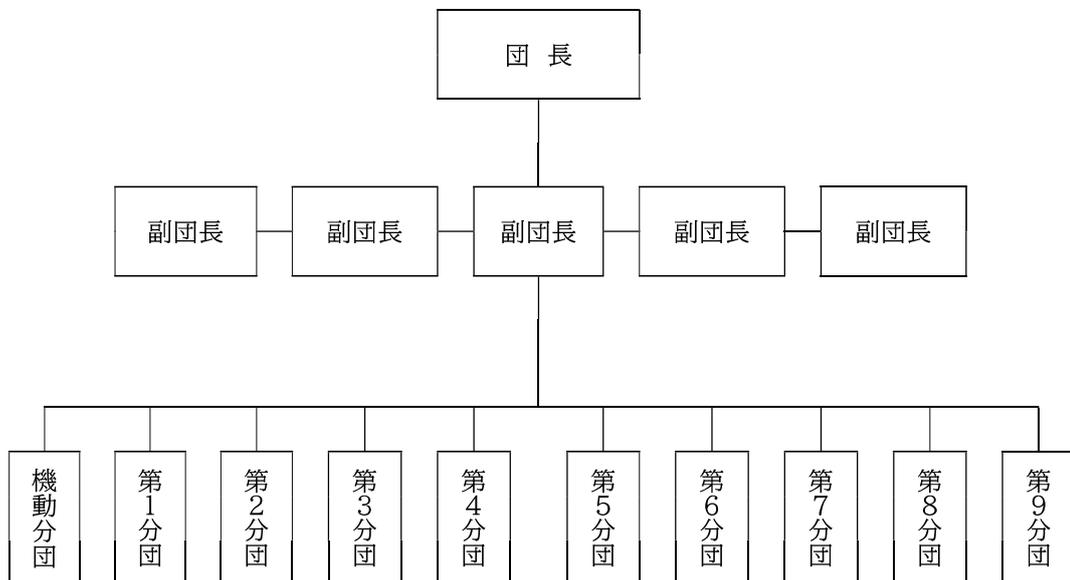
基本法第16条の規定に基づき、町の防災計画の作成及びその実施の推進のため、芦北町防災会議を設置する。委員の選任にあたっては、国、県、消防、警察、自衛隊等の関係機関及び男女共同参画の観点から女性委員の選任を行うものとする。

#### 2 災害対策本部

町長は災害時における応急対策活動を推進するため必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき芦北町災害対策本部を設置するものとする。

#### 3 消防団

芦北町消防団の組織は次のとおりである。



#### 4 熊本県水難救済会芦北救難所

水難救難所の組織は次のとおりである。

所長 1名 副所長 2名 救助長3名 副救助長3名 班長7名 救助士3名  
救助員60名 顧問 7名 事務局1名 計 87名

#### 5 ボランティア組織

(1) 芦北アマチュア無線クラブ災害協力隊(28名)

(2) 芦北ボランティア連絡協議会

#### 6 自主防災組織

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

自主防災組織は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

##### (1) 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施出来る体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

① 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

② 町は、町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や要配慮者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等)のうち特に避難支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

③ 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

(2)地域住民等の自主防災組織

① 組織の育成指導及び強化

町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

また、町及び県は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織連絡会を設置し資質向上及び活性化を図る。

これらの取組の中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進及び活動支援等により更なる組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

② 組織づくり

既存の町内会、行政区長等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア)町内会、行政区長会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ)何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ)自主防災組織の活動を活発にするため、自主防災組織の会長で構成する芦北町自主防災組織連絡会議の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

③ 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3)活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4)主な活動内容

① 平常時の活動

ア)防災に関する知識の普及

イ)地域一体となった防災訓練の実施・参加(関係団体と連携した訓練等)

ウ)情報の収集伝達体制の整備

エ)火気使用設備器具等の点検

オ)防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

- カ)危険箇所の点検・情報共有
- キ)避難行動要支援者の把握
- ク)地域内にある他組織との連携促進

② 災害時の活動

- ア)地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- イ)出火防止、初期消火の実施
- ウ)地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- エ)地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ)避難行動要支援者への避難支援
- カ)救出・救護活動への協力
- キ)避難生活における避難場所、避難所の運営等
- ク)見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ)避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

(5) 芦北町の自主防災組織(49組織)

《田浦地区》

- ・田浦1地区自主防災組織
- ・田浦2地区自主防災組織
- ・田浦3地区自主防災組織
- ・田浦4地区自主防災組織
- ・波多島地区自主防災会
- ・井牟田2地区自主防災組織
- ・田浦地区自主防災組織

《佐敷地区》

- ・鶴木山区自主防災会
- ・計石地区自主防災組織
- ・白岩区自主防災会
- ・花岡西地区自主防災組織
- ・芦北区自主防災組織
- ・道川内西地区自主防災会
- ・道川内東区自主防災会
- ・乙千屋区自主防災会
- ・伏木氏区自主防災会
- ・向町区自主防災会
- ・上町地区自主防災会
- ・新町区自主防災会
- ・諏訪地区自主防災会
- ・花岡東地区自主防災会
- ・田川地区自主防災組織
- ・桑原地区自主防災会
- ・八幡区自主防災会
- ・大尼田地区自主防災会

《吉尾地区》

- ・黒岩区自主防災会
- ・大岩2区自主防災会
- ・岩屋川内区自主防災会
- ・大岩1区自主防災会
- ・市居原区自主防災会
- ・簸瀬地区自主防災組織
- ・上原区自主防災会
- ・高田辺地区自主防災組織
- ・内木場地区自主防災会

《大野地区》

- ・白石区自主防災会
- ・東告地区自主防災会
- ・西告地区自主防災会
- ・桑沢見地区自主防災組織
- ・市野瀬区自主防災会
- ・大野地区自主防災会

《湯浦地区》

- ・女島地区自主防災組織
- ・平生区自主防災会
- ・湯東地区自主防災組織
- ・湯北区自主防災会
- ・湯南地区自主防災組織
- ・宮崎地区自主防災会
- ・丸米地区自主防災組織
- ・内野地区自主防災組織
- ・古石地区自主防災組織

## 7 芦北町消防団協力事業所(芦北町消防団協力事業所表示制度)

芦北町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体(以下「事業所など」という。)に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (1) 認定基準

- ① 従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所など
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所など
- ③ 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所など
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所など

### (2) 表示証の交付及び表示

町は、審査の結果、適当と認めるときは、当該事業所など(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証を交付するものとする。

交付を受けた事業所(以下、協力事業所という。)は、表示証を事業所などの見えやすい場所に表示するものとし、協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板等により行う映像その他の広告に表示証を表示することができるものとする。

### (3) 現在までの協力事業所と認定年月

(株)佐藤産業	平成25年12月	(合)橋本建設	平成26年 2月
(株)木崎建設	平成26年 2月	(株)松下組	平成26年 4月
(株)平松建設	平成26年 6月	(株)橋新建設	平成26年12月
中村建設(株)	平成26年12月	(株)泉建設工業	平成27年 1月

## 第3節 防災施設の新設又は改良

### 1 治山治水対策

- (1) 治山対策としては、水源林のかん養、伐採跡地の早期植樹を推進する。
- (2) 治水対策としては、河川改良事業等により、必要に応じ改修を推進する。
- (3) 砂防については、必要に応じ砂防堤の設置を推進する。

### 2 住宅の防災対策

- (1) 住宅の不燃化及び耐震化の移行促進を図る。
- (2) 既存住宅の火災警報機設置の推進を図る。

### 3 防災施設の整備拡充

#### (1) 消防資機材の整備

被害の拡大防止のため、防火水槽、積載車、小型動力ポンプ、消防ポンプ車等の消防機材を消防団活性化計画に基づき整備し、消防体制の強化を図る。

① 消防施設の整備状況

分 団	ポ ン プ			防 火 水 槽			消火栓
	消 防 車	小型ポンプ付 積載車	小型ポンプ	40㎡	20㎡	その他	
機動分団	1	2					
第1分団		2(内;軽1)	2	19		10	53
第2分団		3	2	18	1	6	31
第3分団		3	2	20		6	54
第4分団		2	3	15		3	52
第5分団		4(内;軽1)	1	24		5	59
第6分団		4	3	28		6	50
第7分団		3	5	44		2	5
第8分団		4(内;軽1)	7	46	3	17	5
第9分団		3	8	36	1	12	
合 計	1	30	33	250	5	67	309

4 その他防災必要機械器具の整備

(1) 気象等観測施設の整備

① 芦北町

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
芦北町役場 総務課	芦北町大字芦北 2015	風速計 気温計 湿度計 気圧計 雨量計	風速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度 気圧 雨量 天気
吉尾出張所	芦北町大字吉尾 523-2	雨量計	雨量
大野出張所	芦北町大字天月 1344-2	雨量計	雨量
湯浦出張所	芦北町大字湯浦 253	雨量計	雨量
小田浦地区生涯学習センター	芦北町大字小田浦 3339	雨量計	雨量

② 熊本地方気象台

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
田浦	芦北町大字田浦町 639	雨量計	雨量

③ 水俣芦北広域行政事務組合

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
芦北消防署	芦北町大字芦北 2781-8	風向風速計 気温計 湿度計 気圧計 雨量計	風向・風速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度・実効温度 気圧・雨量 天気・積雪量

## 第4節 各災害・種別ごとの災害予防

### 1 台風、暴風雨、浸水対策

#### (1) 危険区域の巡視

町は、台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位(海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」)に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

また、堤防その他の巡視責任者は、災害対策本部から巡視命令を受けたときから浸水及び高潮等の危険が解消するまで巡視を継続し、その状況を本部に報告するものとする。なお、巡視責任者の受持区域は、役場職員にあっては町長が、消防団にあっては団長があらかじめ定めた区域とする。

#### (2) かんがい用排水路の点検

農業用かんがい用排水路は、その管理の責任ある者が必要に応じ点検し、被害の未然防止の措置を講ずるものとする。

#### (3) 水防資機材の点検配備

水防資機材の点検及び配備責任者は、建設課長とする。

### 2 火災に対する災害予防

#### (1) 予防査察

消防団は、町内の防火対象物その他住家等の火気取扱い現場を定期若しくは臨時に査察し、火災予防上適切な指導を行うものとする。

#### (2) 林野火災の予防

① 町長は、乾燥注意報発表中は火入れ許可を行わないものとする。

② 防火線、防火林、防火道等の設置を促進する。

### 3 地震に対する災害予防

① 地震発生時の被害を最小限に抑えるため、家具の倒壊防止等の安全対策の啓発に努める。

② 町はブロック塀等の撤去に係る補助を行うことにより、未然に避難路の安全確保を図ることとする。なお、当該補助事業の対象となる避難路は、「第3章第9節 避難計画」に定める避難道路に加え住宅や事業所等からの避難場所や避難所に至る経路とする。

## 第5節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

### 1 自助

各行政区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるとともに、住民一人ひとりが、居住場所の災害

- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検・情報共有
  - ア) 地域の見廻り
  - イ) 地域防災ハザードマップの作成
  - ウ) 避難行動要支援者の把握
  - エ) 地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- ② 出火防止・初期消火の実施
- ③ 地域内における避難指示等の情報伝達
- ④ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出・救護活動への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ⑨ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

(1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。

(2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割(従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。

- ① 防災体制の整備
- ② 防災訓練の実施
- ③ 施設の耐震化・耐浪化
- ④ 復旧・復興計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
- ⑤ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
- ⑥ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

(4) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所

等は、県及び町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

## 第6節 防災知識普及計画及び訓練計画

防災に関し、関係機関職員及び一般住民の自覚と理解を深めるため災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底及び有事即応の体制を整えるため必要な事項について定めるものとする。

### 1 計画の方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町等防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと必要な避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

また、町や県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

### 2 住民に対する防災知識の普及

県及び町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

#### (1) 普及内容

- ① 芦北町地域防災計画
- ② 防災マップ(ハザードマップ)の提供

河川の氾濫による浸水想定区域や高潮による被害の想定区域、土砂災害危険箇所、避難場所、住民の災害に対する日ごろの心構え等を記した防災マップを提供し、地域防災力の向上に努める。

#### ③ 災害予防及び応急措置の概要

県及び町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア) 火災予防の心得

イ) 気象情報等の種別と対策

ウ) 台風襲来時の家屋の保全方法

- エ) 災害危険箇所の認識
- オ) 農林水産物に対する応急措置
- カ) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等含む)、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- キ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証(コピーでも可)等)の準備
- ク) 夕方明るいうちからの予防的避難
- ケ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- コ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- サ) 防災サイレン吹鳴の意義
- シ) 避難先及び避難方法
- ス) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- セ) 避難所生活のマナーとルール
- ソ) ペットを受入れ可能な避難所
- タ) ペットとの同行避難及び避難所での飼育の準備
- チ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ツ) 災害時の心得
- テ) 自動車運転者のとるべき措置

④ 建築物に関する各調査の周知

県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

① 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人(女性)防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

② 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

ア) 町広報媒体の利用

イ) パブリシティ活動の展開

ウ) 映画やスライド等、映像資料の利用

エ) 広報車での巡回

オ) 講演会、研修会等の開催

③ 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術向上への取組みを継

続的に実施する。

### 3 学校教育における防災知識の普及

県及び町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

#### (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のおそれ
- ④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童生徒等の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

#### (2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

### 4 事業所の防災対策の促進

#### (1) 事業所の防災力向上

県及び町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

#### (2) 事業所に対する事業継続計画(BCP)策定支援

県、町及び関係機関は、事業所の災害発生に伴い、通常の事業活動が中断した場合は、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画(BCP)の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)の構築を支援する。

### 5 外国人に対する防災知識の普及

県及び町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

### 6 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

県、町等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

なお、収集した資料等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

## 7 防災訓練

防災関係機関は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施するものとする。

### (1) 訓練計画

防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

### (2) 訓練の種類

町及び防災関係機関は、単独又は共同で次の防災訓練を実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- ① 水防訓練      ② 消防訓練      ③ 地震対策訓練      ④ 災害対策本部等設置訓練
- ⑤ 救出・救護訓練   ⑥ 輸送訓練      ⑦ 参集(非常呼集)訓練   ⑧ 総合訓練
- ⑨ 避難(誘導)訓練(ペット同行避難訓練を含む。)      ⑩ 安否確認、避難所運営
- ⑪ 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)等

### (3) 訓練の時期・場所等

#### ① 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

#### ② 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(洪水の危険がある地域や火災危険地域、または土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等)

#### ③ 訓練実施における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

#### ④ 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

## 第7節 避難収容計画

### 1 緊急避難場所、避難所の整備及び選定

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活をおくるための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、必要に応じて指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられるよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、患者が発生した場合の対応を含め、避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症編】に則って対応し、必要に応じて、保健担当部局及び関係機関と連携を図るものとする。

#### (2) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等(非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等)の整備に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感

感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるとともに、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

## 2 避難所におけるボランティアの受入れ

町は、避難所でのボランティアの活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティアの受入方法や役割(業務)を明確にしておくものとする。

## 3 施設の災害予防対策の推進

県及び町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1)施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2)国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3)施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4)施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

# 第8節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者等の避難支援対策を支援するための計画である。

## 1 避難行動要支援者等支援体制の整備

### (1)避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置(以下「避難支援等」という。)について定めるものとする。

### (2)避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者避難支援制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿(データ)のバックアップ体制(紙媒体、複数の保管場所など)を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

### (3)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は在宅で生活している方で、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳の1種を所持するもの(内部障害者を除く)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

- ④ 療育手帳Aを所持する者
  - ⑤ 避難支援を必要とする難病患者
  - ⑥ 上記以外の者で、本人又は関係者から支援等の申し出があった者で町長が避難支援を必要と認める者
- (4)避難支援関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、行政区長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性(特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等)を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、防災行政無線、町ホームページ、芦北町公式アプリ及び電話等多様な手段を活用するものとする。

(5)避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

① 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域(近隣)の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から地域支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関(消防団、警察を含む。)、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者(福祉タクシー等)等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

② 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、行政区長会、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持つておくものとする。

③ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握と共有及び、地域支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であり、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・行政区長会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの

連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行い、芦北町見守りネットワークの構築を図るものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

#### ④ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから地域支援者、自主防災組織、社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、障がい者相談支援専門員、関係団体(障がい者団体、老人クラブ等)と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

## 2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

### (1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、芦北町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者に関する情報(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等)を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の地域支援者、避難場所、避難経路などの避難方法を定める等、具体的な避難支援計画(個別計画)を策定し、活用するものとする。

なお、策定した避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、随時更新を行うこととする。

### (2) 避難行動要支援者情報の取扱い

消防機関、消防団、警察、自主防災組織、行政区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、町は、避難行動要支援者名簿情報の漏えいの防止に必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

## 第9節 防災関係機関等における業務継続計画

県、町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

なお、県及び町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等については、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 第10節 受援計画

県、町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

応急対策職員派遣制度等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体から人員の派遣等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

受援計画の策定に当たっては、県及び町において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

### (1) 総括(共通)

- ① 応援要請の手順
- ② 受援体制
  - ア) 受援組織の設置
  - イ) 受援組織の構成、役割
- ③ 応援の人的・物的資源の管理体制

### (2) 人的支援

- ① 受援対象業務の整理
  - ア) 応援職員(勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。)が行う業務の明確化
  - イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
  - ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
- ② 応援職員の活動環境の確保
  - ア) 応援職員の活動に必要な資機材(通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・食料、宿泊場所の確保

### (3) 物的支援

- ① 調達先の確認・確保、要請手順
- ② 受入拠点の確保
- ③ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制